

●千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例施行規則及び千葉県過疎地域県税課税免除条例施行規則の一部を改正する規則

○千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例施行規則（平成十七年千葉県規則第百三十九号）に関する資料

改正後

改正前

（届出書の様式等）

第二条 条例第五条の規定による届出は、半島振興対策実施地域県税不均一課税に関する届出書（別記第一号様式）に次の各号に掲げる書類を添付してしなければならない。

（届出書の様式等）

第二条 条例第五条の規定による届出は、半島振興対策実施地域県税不均一課税に関する届出書（別記第一号様式）に次の各号に掲げる書類を添付してなければならない。

一 条例第五条の規定による届出を行う者が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第四十号又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）**第二条第三十六号**に規定する青色申告書を提出することにつき税務官署の承認を受けている者であることを証明するに足る書類

一 条例第五条の規定による届出を行う者が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第四十号又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）**第二条第三十七号**に規定する青色申告書を提出することにつき税務官署の承認を受けている者であることを証明するに足る書類

二 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）**第十二条第六項**において準用する同法第十一条第三項又は同法**第四十五条第五項**において準用する同法第四十三条第二項の規定により税務官署に提出した特別償却に関する明細書の写し（同法**第十二条第四項**又は**第四十五条第三項**の規定の適用を受けていない場合は、その理由を記載した書類）

二 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）**第十二条第五項**において準用する同法第十一条第三項又は同法**第四十五条第四項**において準用する同法第四十三条第二項の規定により税務官署に提出した特別償却に関する明細書の写し（同法**第十二条第三項**又は**第四十五条第二項**の規定の適用を受けていない場合は、その理由を記載した書類）

○千葉県過疎地域県税課税免除条例施行規則（令和三年千葉県規則第八十二号）に関する資料

改正後

改正前

（届出書の様式等）

2 前項の届出書（条例第二条第二項の規定により事業税の免除を受けようとする者が提出する届出書を除く。）には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（届出書の様式等）

2 前項の届出書（条例第二条第二項の規定により事業税の免除を受けようとする者が提出する届出書を除く。）には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該届出書を提出する者が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）**第二条第一項第四十号**又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）**第一条第三十六号**に規定する青色申告書を提出することにつき税務官署の承認を受けている者であることを証明するに足る書類

一 当該届出書を提出する者が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）**第二条第一項第四十号**又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）**第一条第三十七号**に規定する青色申告書を提出することにつき税務官署の承認を受けている者であることを証明するに足る書類

二 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）**第十二条第六項**にお

二 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）**第十二条第五項**にお

て準用する同法第十一条第三項又は同法第四十五条第五項において準用する同法第四十三条第二項の規定により税務官署に提出した特別償却に関する明細書の写し（同法第十二条第四項又は第四十五条第三項の規定の適用を受けていない場合は、その理由を記載した書類）

て準用する同法第十一条第三項又は同法第四十五条第四項において準用する同法第四十三条第二項の規定により税務官署に提出した特別償却に関する明細書の写し（同法第十二条第三項又は第四十五条第二項の規定の適用を受けていない場合は、その理由を記載した書類）